

失業給付の手続きを希望されている方へ

退職後、離職票が届かない場合の 受給資格仮決定手続きのご案内

失業給付の受給手続きは、原則としてハローワークに離職票を提出してから開始されます。

○退職した会社から離職票が届かない場合は？

⇒会社による離職票の発行手続きが遅れている場合には、離職票がない状態で、**受給資格の仮決定手続き**を行うことができる場合があります。

仮決定手続きを行っておくことで、後日離職票が発行された際に、仮決定手続きを行った日を受給手続の開始日とみなして失業給付を受給することができます。

○仮決定手続を開始できる時期は？

⇒退職日の翌日から12日目以降からお手続きが可能です。

（例：月末付で退職した場合、翌月の12日から可能）

※ただし、閉庁日（土日祝日・年末年始等）と重なる場合には、その翌開庁日からお手続き可能となります。

以下をご準備のうえ、ハローワークへご相談ください。

- ・マイナンバーカード等の身元確認書類
- ・本人名義の通帳等の振込口座確認書類
- ・退職した事実がわかる書類（退職証明書等を交付されている場合）

宮城県内のハローワーク所在地一覧・連絡先等
(<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/5/520.html>)



厚生労働省・宮城労働局・ハローワーク

LL080107宮城